



本計画では人権をより尊重する観点から、可能な限り「障害者」を「障害のある人」、「障害児」を「障害のある児童」と表記しています。

ただし、国の法律や国や東京都の通知等においては、「障害者」「障害児」等の表記がされているため、それらを引用して表記する際には、「障害者」「障害児」等の表記を  
用います。

# 『障害のある人もない人も、お互いを尊重し、 ともにつくろう、共生のまち東大和』



東大和市では平成6年3月に、「みんなの和21プランー東大和市地域福祉計画ー」(第一次地域福祉計画)を策定し、その後、地域福祉計画をはじめとする各福祉分野計画の策定や見直しによる改定を行ってまいりました。

この間、社会・経済情勢の大きな変化に伴い、地域社会における課題は、多様化・複雑化しており、それに応じた的確な対応が求められております。特に課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応です。このような社会・経済情勢の変化を踏まえ、令和4年度を初年度とする「東大和市第三次基本構想」では、今後のまちづくりについて、従来の人口増加を前提とした考え方から、少子高齢化と人口減少に対応する新しい考え方へと転換し、社会・経済情勢の変化に適応する「活力あるまち、持続可能なまち」を目指すことといたしました。

そして、このたび、令和3年度を初年度とする「第6次東大和市地域福祉計画」、「東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第2次東大和市障害者総合プラン」、「第2次東大和市健康増進計画」及び「東大和市自殺対策計画」を一体的に策定することといたしました。これにより、各福祉分野計画において、きめ細かな事業計画とするとともに、各計画を横断的に連携して整備することで、統一した事業展開と福祉施策の充実に向けてまいります。

こうした流れのなか、「第2次東大和市障害者総合プラン」では、「障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和」を基本理念として掲げております。障害の有無に関わらず、共に支え合うという視点から、全ての人がもつ多様性を尊重し、地域共生社会を実現してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、市民の皆様をはじめ、東大和市議会や東大和市地域福祉審議会並びに関係者の皆様より、多くの貴重なご意見を賜りましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。また、当市では、本計画実現のため、関係機関の皆様と連携を図り、着実に事業を実施してまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

東大和市長 尾崎 保夫



# 目次

## 第1章 総論

第1節 計画の概要	1
(1)計画策定の趣旨	1
(2)計画の位置づけ	1
(3)計画の対象者	2
(4)計画の期間	2
第2節 計画策定の背景	3
(1)国等の障害者施策の動向	3
(2)国の障害者基本計画	8
(3)障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定	8
(4)東大和市における関連する計画等の策定状況	9

## 第2章 計画の理念と目標

第1節 計画の理念	13
第2節 計画の目標	14
第3節 重点施策	15
第4節 施策の体系	16

## 第3章 障害福祉をめぐる東大和市の状況

第1節 障害のある人の状況	19
(1)障害者手帳所持者数の推移	19
(2)身体障害のある人	20
(3)知的障害のある人	22
(4)精神障害のある人	23
(5)難病患者	23
(6)支援が必要な子ども	24
第2節 障害福祉サービスの利用状況	25
第3節 アンケート調査結果	28
(1)調査の実施概要	28
(2)調査結果の概要	29

## 第4章 障害のある人に係る施策の展開

(第5次東大和市障害者計画)

目標 1 自立を支える基盤の整備と充実	37
1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進	38
2 相談支援体制の充実	39
3 関係機関のネットワーク構築	41
目標 2 自立を支えるサービスの充実	43
1 サービス利用支援	44
2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給	46
3 日常生活の支援	47
4 情報・コミュニケーションの支援	50
5 移動・外出のための支援	51
6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施	53
7 手当等の支給	55
目標 3 ライフステージに対応した支援の充実	57
1 障害のある子どもへの支援	58
2 就労の支援	61
3 生涯学習と社会参加の支援	63
目標 4 共生社会実現をめざした地域づくり	65
1 障害のある人への理解の推進	66
2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成	67
3 安全・安心なまちづくり	68

## 第5章 数値目標と確保のための方策

(第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画)

第1節 令和5年度の数値目標	71
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	71
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	73
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	74
(4)福祉施設から一般就労への移行等	75
(5)障害児支援の提供体制の整備等	76
(6)相談支援体制の充実・強化等	78
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	79

第2節 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策	80
(1)訪問系サービス	80
(2)日中活動系サービス	82
(3)居住系サービス	87
(4)相談支援サービス	89
第3節 障害児支援の見込量とその確保のための方策	91
(1)児童発達支援	91
(2)医療型児童発達支援	92
(3)放課後等デイサービス	92
(4)保育所等訪問支援	93
(5)居宅訪問型児童発達支援	93
(6)障害児相談支援	94
(7)医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数	94
第4節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	95
(1)保健、医療及び福祉関係者による協議の場	95
(2)精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数	95
第5節 相談支援体制の充実・強化のための取組	97
(1)総合的・専門的な相談支援	97
(2)地域の相談支援体制の強化	97
第6節 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	98
第7節 地域生活支援事業の実施に関する事項	99
(1)理解促進研修・啓発事業	99
(2)自発的活動支援事業	99
(3)相談支援事業	100
(4)成年後見制度利用支援事業	101
(5)成年後見制度法人後見支援事業	102
(6)コミュニケーション支援事業	102
(7)日常生活用具給付等事業	103
(8)移動支援事業	104
(9)地域活動支援センター	104
(10)その他の事業	105

## 第6章 計画の実施と評価

第1節 障害のある人の地域生活支援の仕組み	109
第2節 計画の評価と進行管理	109

## 資料

東大和市地域福祉審議会	111
(1)設置条例	111
(2)第九次地域福祉審議会委員名簿	113
審議経過	114
(1)地域福祉審議会 全体会	114
(2)地域福祉審議会 障害者部会	115
(3)パブリックコメント	115
(4)市民説明会	116
(5)地域自立支援協議会	116
(6)答申	116
用語解説	117